

令和4年度宮城県障害福祉関係施設介護人材確保支援事業補助金募集要領(案)
(令和4年6月時点)

宮城県では、県内の障害福祉分野の人材確保・育成を図るため、無資格の方を雇用し、介護業務に従事しながら雇用期間中の勤務の一部として、介護職員初任者研修・障害福祉関連の研修を受講させる事業者に対し、予算の範囲内において研修受講費用及び研修受講期間の代替職員相当分の人件費を補助する事業を実施し、以下のとおり申請事業者を募集します。

1 補助対象者

宮城県内において障害福祉サービス事業所等を運営している法人で、「2 補助要件等」を満たす法人

2 補助要件等

	<p>○宮城県内の対象施設にて、平成30年4月1日以降に無資格者*を介護職員として雇用了した法人であること。</p> <p>※無資格者とは、介護職員初任者研修にあつては、宮城県介護職員初任者研修実施要綱第20に定める者以外で、介護職員初任者研修を修了していない者を指し、介護職員初任者研修以外の研修にあつては、「3 補助内容」に定める各研修の未修了の者を指す。</p> <p>○以下に定める研修受講期間に対象となる研修を受講させ、修了させること。</p> <p>○宮城県内の対象施設で、介護業務に従事させること。 (経理や営業など直接的支援以外の業務は除く。)</p>
対象施設	<p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成18年法律第123号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、宮城県知事等が指定した事業所等(詳しくは別表1を参照)</p> <p>○市町村長が登録する基準該当事業所</p> <p>○介護保険事業所(詳しくは別表1を参照)</p>
雇用形態等	<p>○雇用形態は、正規・非正規を問わない。</p> <p>○勤務日数・勤務時間については、週3日以上かつ週10時間以上とする。雇用するにあたり、公募の必要はない。</p>
研修受講期間	<p>○令和4年4月1日(金)から令和5年3月31日(金)まで</p> <p>※令和5年3月31日までに研修を修了しなければならない。</p>

3 補助内容(募集50名程度を予定)

受講料については、研修受講料、研修受講に係る教材費が対象となります。消費税及び地方消費税を含み、研修に係る旅費は除きます。

対象となる研修名	補助対象経費	補助額	補助事業者
介護職員初任者研修	受講料	定額(上限額96千円/人)	障害福祉サービス事業所等
	代替職員の人件費相当分	①通学の場合:定額166千円/人 ②通信の場合:定額115千円/人	
居宅介護職員初任者研修	受講料	定額(上限額66千円/人)	障害福祉サービス事業所等
	代替職員の人件費相当分	①通学の場合:定額166千円/人 ②通信の場合:定額115千円/人	
同行援護従業者	受講料	定額(上限額37千円/人)	障害福祉サービ

養成研修（一般課程）	代替職員の人件費相当分	定額（上限額 23 千円/人）	ス事業所等, 介護保険事業所
同行援護従業者養成研修（応用課程）	受講料	定額（上限額 27 千円/人）	障害福祉サービス事業所等, 介護保険事業所
	代替職員の人件費相当分	定額（上限額 14 千円/人）	
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）	受講料	定額（上限額 25 千円/人）	障害福祉サービス事業所等, 介護保険事業所
	代替職員の人件費相当分	定額（上限額 14 千円/人）	
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）	受講料	定額（上限額 25 千円/人）	障害福祉サービス事業所等, 介護保険事業所
	代替職員の人件費相当分	定額（上限額 14 千円/人）	
喀痰吸引等研修（3号研修）	受講料	定額（上限額 33 千円/人）	障害児通所支援事業所
	代替職員の人件費相当分	定額（上限額 11 千円/人）	

4 留意事項

- (1) 交付決定後に、補助所要額の増額は認められないので注意願います。
- (2) 本事業による補助対象経費について、国、県、市町村等から、他の事業による補助や委託等を受けている場合、本事業に応募することはできません。
- (3) 補助予定人数を超える応募があった場合、その時点で募集を締め切ります。
- (4) 1 法人あたり申請は5人を限度とします。

5 事業の主な流れ

手続きの流れ	申請事業者が行う手続き
↓	↓
1 交付申請	県へ交付申請書（様式第1号）の提出 <input type="checkbox"/> 申請事業総括表 <input type="checkbox"/> 事業計画書（採用通知書及び労働条件通知書添付） <input type="checkbox"/> 受講者の履歴書 <input type="checkbox"/> 所要額調書 <input type="checkbox"/> 歳入歳出予算書の抄本 <input type="checkbox"/> 県税に未納がないことの証明書 <input type="checkbox"/> 暴力団排除に関する誓約書 <input type="checkbox"/> 補助金交付決定前着手届（様式第7号。県の交付決定前に研修を受講させる場合のみ）
↓	↓
2 審査・決定通知	
↓	↓
3 事業開始	交付決定額から10%以上の減少を伴う場合は、変更申請（様式第2号）を行って下さい。
↓	↓
4 事業完了	県へ実績報告書（様式第5号）の提出 <input type="checkbox"/> 事業実績総括表 <input type="checkbox"/> 事業実績報告書 （受講者が勤務時間内に研修を受講したことが分かる書類、法人の受講料負担額が分かる書類、受講者の研修修了証の写し添付）

	<input type="checkbox"/> 所要額精算調書 <input type="checkbox"/> 歳入歳出決算書（見込書）の抄本
↓	↓
5 確定金額通知・支払い	口座振替依頼書（任意様式）の提出

別表 1

施設等の種類
○障害福祉サービス事業所等 居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 行動援護事業所 同行援護事業所 重度障害者包括支援事業所 療養介護事業所 生活介護事業所 短期入所事業所 相談支援事業所 自立訓練（機能訓練）事業所 自立訓練（生活訓練）事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援 A 型事業所 就労継続支援 B 型事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 共同生活援助（グループホーム）事業所 障害者支援施設 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児入所施設 （基準該当事業所を含む） ○介護保険事業所 介護療養型医療施設 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 小規模多機能型居宅介護 短期入所生活介護 短期入所療養介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型通所介護 通所介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 認知症対応型通所介護 看護小規模多機能型居宅介護

訪問介護
訪問入浴介護
夜間対応型訪問介護

令和5年度社会福祉施設等施設整備費補助事業について

施設支援班

1 整備方針（補助協議対象事業）

宮城県障害福祉計画やみやぎ障害者プランに基づき、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」への対応、入所等から地域生活への移行、障害児の健やかな育成のための発達支援の観点から、次に該当するものを特に優先的な補助協議対象とします。

(1) 重度障害者・長期入院精神障害者・強度行動障害を有する者等に対応する日中活動の場及びグループホームの整備

- ・ 障害者支援施設に入所している障害者、障害児入所施設から成人サービスへ移行する障害者を積極的に受け入れるグループホーム
- ・ 精神科病院に長期入院している障害者を積極的に受け入れるグループホーム
- ・ 強度行動障害を有する者や医療的ケアを必要とする障害児者等を受け入れる日中活動の場（生活介護、児童発達支援センター等）及びグループホーム（日中サービス支援型等）

(2) 地域生活支援拠点の整備

- ・ 地域生活支援拠点のための緊急時の受入体制や体験利用機能を備えたグループホームや短期入所事業所等

2 補助事業の概要

本事業は、国の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」を活用し、社会福祉法人等が行う障害福祉サービス事業所等の施設整備に要する経費の一部について、県の予算の範囲内で補助を行うものです。

但し、仙台市内に所在する施設等の整備については、仙台市が補助事業の実施主体となります。

3 補助対象事業者

社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等

4 補助対象施設

- ・ **障害者総合支援法に基づく施設**

障害福祉サービス事業所（療養介護，生活介護，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援），障害者支援施設，居宅介護事業所，重度訪問介護事業所，同行援護事業所，行動援護事業所，短期入所事業所，就労定着支援事業所，自立生活援助事業所，共同生活援助事業所，相談支援事業所，福祉ホーム

- ・ **児童福祉法に基づく施設**

児童福祉施設（障害児入所施設，児童発達支援センター），児童発達支援事業所，放課後等デイサービス事業所，居宅訪問型児童発達支援事業所，保育所等訪問支援事業所，障害児相談支援事業所

5 整備区分

- ・ **創設**（新たに施設を整備すること。）

※ 新たに障害福祉サービスを開始するため，別な用途で使われている既存建物の改修する場合を含む。

- ・ **増築**（既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。）

- ・ **改築**（既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む）をすること。）

- ・ **大規模修繕等**（既存施設の一部改修や付帯設備の改造等）

※ 消防法令等により必要となる設備の整備，防犯カメラ設置等の安全対策，安全上問題のある既存ブロック塀等の改修を含む。

※ 大規模修繕等の詳細については，厚生労働省の定める「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」を参照。

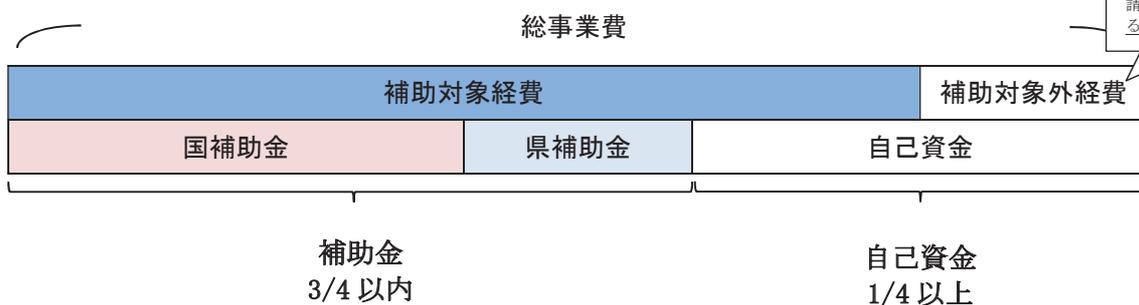
- ・ **スプリンクラー設備等整備**

- ・ **老朽民間社会福祉施設整備**（障害福祉サービス事業所，障害者支援施設，障害児入所施設）

- ・ **避難スペース整備**（居宅介護及び相談支援を行う事業所を除く。）

6 補助率等

総事業費のうち**補助対象経費の3／4以内**（国：1／2以内，県：1／4以内）



※ 整備区分が「創設」，「増築」，「改築」，「老朽民間社会福祉施設整備」又は「避難スペース整備」の場合，『補助対象経費の総額の3／4』と国の要綱で定める『間接補助基準額』を比較して，低い方の金額が補助上限額となります。

※ 整備区分が「大規模修繕等」又は「スプリンクラー設備等整備」の場合，『補助対象経費の総額』と国の要綱で定める『間接補助基準額』を比較して，低い方の金額に3／4を乗じた金額が補助上限額となります。

※ 上記により算出された金額はあくまでも補助の上限額であるため，必ずしも，満額の交付を保証するものではありません。

※ 自己資金に寄付金を充てる場合は，補助上限額が上記の場合とは異なることがあります。

(参考) 補助金算定の考え方

グループホーム（定員2名の短期入所を合わせて整備）を新築（創設）する場合の例

補助対象経費		(単位：千円)			
工事請負費	工事事務費	対象経費の3/4	補助基準額	補助金の額	事業者負担
A		B	C	BとCの小さい方	
①	$32,000 + \text{実際 } 800 = \text{総額 (補助対象経費) } 32,800$ $(A \times 2.6\%) = 832$ $\text{補助対象経費 } 32,800 \times 3/4 = 24,600$	24,600	25,200 (GH単価) + 5,550 (短期入所整備加算) 30,750	24,600	8,200
②	$35,000 + \text{実際 } 3,000 = \text{総額 } 38,000$ $(A \times 2.6\%) = 910$ $\text{補助対象経費 } 35,910 \times 3/4 = 26,932$ (端数切捨)	26,932 (端数切捨)		26,932	11,068
③	$40,000 + \text{実際 } 3,000 = \text{総額 } 43,000$ $(A \times 2.6\%) = 1,040$ $\text{補助対象経費 } 41,040 \times 3/4 = 30,780$	30,780		30,750	12,250

※工事事務費は工事請負費の2.6%に相当する額を限度に算定可能。

※25,200千円は、4～10人のGH本体の標準補助基準額（R4改正案）。付帯する機能によっては所定の加算が算定できます。（例では短期入所）

7 令和5年度事業に係るスケジュール（予定）

R 4	5月16日（月）	○事業の協議受付開始
	6月30日（木）	○障害福祉関係施設の整備計画（別紙）提出締切り
	8月26日（金）	○所定の各書類提出締切り
	～9月上旬	○第一次審査（書類審査）
	～9月末	○第二次審査（事業ヒアリング）
R 5	10月～12月	○国庫補助協議案件候補選定
	1～3月	○社会福祉施設等の整備に関する審査会
	3月下旬	○国庫補助協議案件を決定
	3月末	○国庫補助協議（県→国）
	6月下旬頃	○国庫補助内示（国→県）

	<p>○補助内示（県→事業者）</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: #f0e6e6; padding: 5px; text-align: center;"> <p>※内示を受けて事業の着手が可能となります。 内示前に着手したものは本補助事業の対象外となります。</p> </div> <p>○補助金交付申請（事業者→県→国）</p> <p>○交付決定（国→県→事業者）</p> <p>○事業完了</p> <p>○実績報告（事業者→県→国）</p>
7月頃	
R6 3月8日（金） まで	

8 留意事項

（1）事業計画について

- ・ 特段の理由がある場合を除き、書類提出後の計画変更（事業種別、定員及び基本設計等）は認められません。
- ・ 施設整備予定地は、建築基準法や農地法など関係法令による規制に抵触していないことや災害時のリスクを確認し、確実に事業が継続できる場所を確保してください。やむを得ず、土砂災害警戒区域等や浸水想定区域等に整備する場合は、安全上及び避難上の対策を条件とします。
- ・ 事業計画は、施設整備予定地の属する市町村が策定する障害福祉計画との整合性が図られていることが必要となります。そのため、事前に市町村の障害福祉担当課に対して事業計画の説明等を行ってください。
- ・ 新規に障害福祉サービス事業所の指定を受ける場合には、指定基準等について事前に県障害福祉課担当者等と調整を行ってください。

（2）財産処分について

- ・ 原則として、補助金を活用して取得又は効用の増加した施設等（財産）については、処分に制限がかかります。財産処分を行う場合は、必ず処分前に県の承認を受ける必要があります。

処分とは・・・補助の目的に反した使用、譲渡、交換、貸付、担保(抵当権の設定)、取壊し等を指します。
- ・ 処分の内容に応じて、承認の際に補助金の一部返還等の条件が付される場合があります。
- ・ 承認を受けずに処分した場合は、補助金の返還だけでなく、加算金などの厳しい処分を受ける場合があります。
- ・ 「処分制限期間」は、厚生労働省の「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」に定めがあります。

9 県単独補助金

当県では、障害児者の重度化・高齢化や親亡き後に備えるとともに、障害児者の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、地域生活支援拠点及び精神障害者及び重度障害者に対応した共同生活援助事業所の整備については、国庫協議不採択後に、県単独補助金にて補助協議額と同額の補助を行う場合があります。

10 問合せ先等

- ・ 本事業に関する要綱、通知、様式等は、県障害福祉課ホームページに掲載しています。
<https://www.pref.miyagi.jp/site/shisetsuseibi/>
- ・ 本補助制度の概要等についての御質問は、メールで受け付けます。また、来庁しての御相談を御希望の方は、必ず事前に御連絡ください。

問合せ先：宮城県保健福祉部障害福祉課施設支援班

電話：022-211-2544

E-mail：syoufukusi@pref.miyagi.lg.jp

令和4年6月
令和4年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導

宮城県医療的ケア児等相談 支援センターについて

宮城県保健福祉部
精神保健推進室発達障害・療育支援班

医療的ケア児等の支援施策について

R4.6.1精神保健推進室

医療的ケア児等相談支援センター運営事業（R4～）

目的

- 医療的ケア児及びその家族がその**居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる体制**の整備。
- 医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その**家族の離職の防止**に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する。

根拠等

根拠法は「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（R3.9施行）

⇒ 地方公共団体は、“医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有する”と規定

業務内容

- ① **総合的・専門的な相談支援**
当事者や家族、関係機関等からの相談に応じて、情報提供や助言等
- ② **情報の提供及び研修**
制度や窓口について情報集約及び発信、好事例・最新の施策・調査研究等の情報把握、県民・行政担当者・支援者への研修
- ③ **関係機関との連絡調整**
支援要請に基づく連絡調整、協議の場等への参画・地域の支援体制強化のための連携
- ④ **医療的ケア児等支援に係る調査等**
- ⑤ ①～④に掲げる業務に附帯する業務

配置職員

- **3名専従で配置【理学療法士1名、保健師及び看護師1名、社会福祉士1名】**
※ 全員が相談支援専門員の資格を有し「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」の修了者
その他、障害者支援に5年以上従事した経験を有する
- 専門分野に関する対応又は助言が必要な場合として、**医師等を専門職アドバイザーとして委嘱**
【医療法人財団はるか会 あおぞら診療所ほっこり仙台 院長 田中総一郎医師（小児神経科）】

運営者

一般社団法人宮城・仙台障害者相談支援従事者協会

※相談支援専門員の職能団体

令和4年4月から委託業務を開始し、**7月1日の開設に向け準備を進めている。**

宮城県医療的ケア児等相談支援センター 「ちるふあ」

事業所住所：宮城県仙台市泉区南中山3丁目19-12

電話番号：022-346-7835

F A X : 022-346-7836



～事業者の皆様引き続きお願いしたいこと～

関係機関との連携

- 県の相談支援センター設置後についても、市町村や相談支援事業所等において各制度や医療的ケア児等の相談に適切に対応することが求められている点において変わりはなく、市町村においては、医療的ケア児等コーディネーターの配置など、必要な支援の整備が求められる。
- 既に関係機関等の支援を受けている医療的ケア児等からの相談では、支援方針等で混乱を来すことのないよう、現在の支援者と連携の上、支援を行う。
- 複数の関係機関との調整が必要な事案や、調整が困難な事案への対応において、職員がその専門性を持って支援者支援として介入するものであるが、将来的には、身近な地域の市町村や関係機関等が主たる支援者として事案を引き継ぐことを念頭に支援を行う。

よろしくお願いいたします。